

# 環境影響評価技術指針の 改定について

第7回環境影響評価審査会  
令和6年9月18日  
事務局資料

## 技術指針別記改定案（素案）

大気質 : 別紙1

水質・底質 : 別紙2

騒音 : 別紙3

振動 : 別紙4

悪臭 : 別紙5

低周波音 : 別紙6

電波障害 : 別紙7

日影 : 別紙8

風環境 : 別紙9

地域交通 : 別紙10

景観 : 別紙11

触れ合い活動の場 : 別紙12

文化財等 : 別紙13

# 1 現在の技術指針の構成

## <本編>

- 第1章 技術指針策定の趣旨等
- 第2章 計画段階配慮
- 第3章 環境影響評価
- 第4章 事後調査

基本的考え方  
図書の構成

## <別表>

- 別表1 地域概況の調査項目
- 別表2 環境影響評価項目
- 別表3 要因と項目の関連表

## <別記>

- 第1 温室効果ガス
- 第2 生物多様性（動物、植物、生態系）
- 第5 水循環
- 第6 廃棄物・建設発生土
- 第7 大気質
- 第8 水質・底質
- 第9 土壌
- ・・・
- 第19 地域社会
- 第20 景観
- 第21 触れ合い活動の場
- 第22 文化財等

別表2で規定した22項目の  
予測評価の対象、環境保全  
目標の水準、手法

その他、対象とする物質等を定める「解説別表」があります

## 2 技術指針(別記) 改定のポイント

① 改定の趣旨・方向性について

② 本編、別表2(環境影響評価項目)の改定案(事務局案)について

③ 別記(事務局案)について

前回：第3回審査会

今回の改定の重点として、気候変動・自然資本・循環経済など、社会ニーズへの対応を盛り込み、「緑地」の項目追加を含めて、別記の内容を大幅に見直し

【項目】温室効果ガス、生物・生態系、緑地、水循環、廃棄物・建設発生土

④ 別記(事務局案)について

今回：第7回審査会

より適切・効果的・効率的な環境影響評価のため、項目選定する事業の考え方や、調査結果・予測結果の記載内容を充実するなど、追記・修正を検討

### 3 別記の構成

#### <現在>

- 第1 温室効果ガス
- 第2 生物多様性（動物、植物、生態系）
- 第5 水循環
- 第6 廃棄物・建設発生土
- 第7 大気質
- 第8 水質・底質
- 第9 土壌
- 第10 騒音
- 第11 振動
- 第12 地盤
- 第13 悪臭
- 第14 低周波音
- 第15 電波障害
- 第16 日影
- 第17 風害
- 第18 安全
- 第19 地域社会
- 第20 景観
- 第21 触れ合い活動の場
- 第22 文化財等

#### <改定案>

- ・温室効果ガス
- ・生物・生態系
- ・緑地
- ・水循環
- ・廃棄物・建設発生土
- ・大気質
- ・水質・底質
- ・騒音
- ・振動
- ・悪臭
- ・低周波音
- ・電波障害
- ・日影
- ・風環境
- ・地域交通
- ・景観
- ・触れ合い活動の場
- ・文化財等
- ・土壌
- ・地盤
- ・安全

前回：第3回審査会

今回：第7回審査会

今後

## 4 技術指針(別記)

改定の考え方① ～環境影響評価の対象～ ※ 以下、変更箇所を「騒音」を例に記載。

### (1) 環境影響評価の対象

・対象を明確化するため、新規で記載

(例) 対象事業の実施に伴う騒音が生活環境に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする騒音は次のとおりとする。

ア 環境基本法に基づく環境基準が設定されている騒音  
(以下、略)

### (2) 項目選定する事業の考え方

・選定する事業を明確化するため、新規で記載

(例) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、騒音を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 工事中に、建設機械の稼働、工事用車両の走行等による騒音の影響が予想される場合

イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「鉄道及び軌道の建設」、「工場及び事業場の建設」、「廃棄物処理施設の建設」、「飛行場の建設」等の対象事業で、施設の稼働、関連車両の走行等による騒音の影響が予想される場合

(以下、略)

## 4 技術指針(別記)

### 改定の考え方② ～調査～

#### (1) 調査項目 (2) 調査方法等

・ 求められる調査内容が具体的にイメージできるよう、記載内容を充実

(例) (1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 騒音の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な総合騒音、特定騒音の騒音レベル及びそれらの変動の状況を把握する。

(以下、略)

#### (3) 調査結果

・ 図書に掲載すべき結果を明確化するため、新規で記載

(例) 表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

## 4 技術指針(別記) 改定の考え方③ ～環境保全目標の設定～

・ ベスト追求型アセスの考えを踏まえた目標設定

・ ポジティブな環境保全目標の追記

(例) 「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 騒音による影響を最小限にとどめる水準

(以下、略)

※プラス面の環境影響がある場合、その事項についても記載を求める。

(例：触れ合い活動の場) 新たな触れ合い活動の場の創出

## 4 技術指針(別記)

### 改定の考え方④ ～予測～

#### (1) 予測項目 (2) 予測方法等

・ 求められる予測内容が具体的にイメージできるよう、記載内容を充実

(例) (1) 予測項目

「2(1)ア 騒音の状況」の項目で、対象事業の実施により変化する騒音の状況とする。

#### (3) 予測結果

・ 図書に掲載すべき結果を明確化するため、新規で記載

(例) 次に掲げる事項のうちの適切な事項について、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

ア 騒音レベルの最大値及びその出現位置

(以下、略)

## 4 技術指針(別記)

### 改定の考え方⑤ ～評価～

- ・ 図書に掲載すべき記載を明確化するため、記載内容を充実

(例) 原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施による騒音が及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて考察する。

※プラス面の環境影響がある場合、その事項についても記載を求める。

### 改定の考え方⑥ ～環境の保全のための措置～

- ・ 図書に掲載すべき措置を明確化するため、新規で記載

(例) 事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

ア 建設機械及び工法に関する措置

(以下、略)

## 4 技術指針(別記) 改定の考え方⑦ ～事後調査～

・ 調査項目及び調査方法等に項目分けして整理

(例) (1) 事後調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 事後調査方法等

ア 事後調査の頻度

イ 事後調査時期

ウ 事後調査地域、事後調査地点

エ 事後調査方法

## 5 技術指針（別記）大気質

| 項目                        | 改定案  |
|---------------------------|--|
| 1 (1)<br>環境影響評価<br>の対象    | <p>対象事業の実施が、大気質に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。</p> <p>なお、対象とする物質は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質</li><li>イ 大気汚染防止法に規定され、排出基準が定められている物質</li><li>ウ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に規定され、規制基準が定められている物質</li><li>エ 大気汚染防止法に規定する有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害が生ずるおそれがある程度高いと考えられる物質</li></ul> |
| 1 (2)<br>項目選定する事業<br>の考え方 | <p>次に掲げるいずれかに該当する場合は、大気質を環境影響評価項目として選定することを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 工事中に、建設機械の稼働、工事用車両の走行等による大気質への影響が予想される場合</li><li>イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「工場及び事業場の建設」、「電気工作物（火力発電施設）の建設」、「廃棄物処理施設（焼却施設）の建設」等の対象事業で、施設の稼働、関連車両の走行等による大気質への影響が予想される場合</li><li>ウ その他大気質への影響が予想される場合</li></ul>                                    |
| 3<br>環境保全目標の<br>設定        | <p>「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 大気質への影響を最小限にとどめる水準</li><li>(2) 環境基準</li><li>(3) その他科学的知見</li></ul>  |

## 5 技術指針（別記）水質・底質

| 項目                     | 改定案  |
|------------------------|--|
| 1 (1)<br>環境影響評価<br>の対象 | <p>対象事業の実施が、水質・底質に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。</p> <p>なお、対象とする物質等は次のとおりとする。</p> <p>ア 公共用水域の水質</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(ア) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質</li><li>(イ) 水質汚濁防止法に規定する排水基準及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に規定する規制基準が定められている物質</li><li>(ウ) 人の健康の保護に関する要監視項目に設定されている項目</li><li>・・・(略)・・・</li></ul> <p>イ 公共用水域の底質</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(ア) 底質の暫定除去基準について定められている物質</li><li>(イ) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質</li><li>(ウ) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令に基づく水底土砂に係る判定基準が定められている物質</li></ul> <p>ウ 地下水の水質</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(ア) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質</li><li>(イ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例に規定する規制基準が定められている物質</li><li>(ウ) 人の健康の保護に関する要監視項目に設定されている項目</li></ul> |

## 5 技術指針（別記）水質・底質

| 項目                    | 改定案   |
|-----------------------|---|
| 1 (2)<br>項目選定する事業の考え方 | <p>次に掲げるいずれかに該当する場合は、水質・底質を環境影響評価項目として選定することを検討する。</p> <p>ただし、<u>工事中に発生する工事排水又は供用時の排水等を公共下水道</u>（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場に接続するものに限る。）<u>に放流するという理由で環境影響評価項目として選定しないことができる。</u>その場合は、事業計画又は施工計画に具体的な処理方法を記載し、下水道法及び横浜市下水道条例で定められた排除基準を満足するよう適正に処理することを明らかにする。</p> <p>ア 工事中に、<u>土地の改変、地下水又は湧出水の汲み上げ、しゅんせつ、薬剤注入による地盤改良等によって濁水又はアルカリ水が発生すること等により</u>、公共用水域の水質・底質又は地下水の水質への影響が予想される場合</p> <p>イ 存在・供用時に、「工場及び事業場の建設」、「自然科学研究所の建設」、「下水道終末処理場の建設」等の対象事業で、施設等からの排水により公共用水域の水質・底質又は地下水の水質への影響が予想される場合</p> <p>ウ 工事中又は存在・供用時に、「公有水面の埋立て」の対象事業で、<u>埋立て等に伴う流況の変化、底質の改変等により</u>公共用水域の水質・底質への影響が予想される場合</p> <p>エ その他公共用水域の水質・底質又は地下水の水質への影響が予想される場合</p> |
| 3<br>環境保全目標の設定        | <p>「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 公共用水域の水質・底質及び地下水の水質への影響を最小限にとどめる水準</li><li>(2) 環境基準</li><li>(3) その他科学的知見</li></ol>  |

## 5 技術指針（別記）騒音

| 項目                        | 改定案   |
|---------------------------|---|
| 1 (1)<br>環境影響評価<br>の対象    | <p>対象事業の実施に伴う騒音が生活環境に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。</p> <p>なお、対象とする騒音は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 環境基本法に基づく環境基準が設定されている騒音</li><li>イ 騒音規制法に基づく規制基準及び許容限度が定められている騒音</li><li>ウ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準が定められている騒音</li><li>エ 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等の騒音</li></ul> |
| 1 (2)<br>項目選定する事<br>業の考え方 | <p>次に掲げるいずれかに該当する場合は、騒音を環境影響評価項目として選定することを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 工事中に、建設機械の稼働、工事用車両の走行等による騒音の影響が予想される場合</li><li>イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「鉄道及び軌道の建設」、「工場及び事業場の建設」、「廃棄物処理施設の建設」、「飛行場の建設」等の対象事業で、施設の稼働、関連車両の走行等による騒音の影響が予想される場合</li><li>ウ その他騒音の影響が予想される場合</li></ul>  |
| 3<br>環境保全目標の<br>設定        | <p>「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 騒音による影響を最小限にとどめる水準</li><li>(2) 環境基準</li><li>(3) その他科学的知見</li></ul>   |

## 5 技術指針（別記）振動

| 項目                        | 改定案   |
|---------------------------|---|
| 1 (1)<br>環境影響評価<br>の対象    | <p>対象事業の実施に伴う振動が生活環境に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。</p> <p>なお、対象とする振動は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 振動規制法に基づく規制基準及び許容限度が定められている振動</li><li>イ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準が定められている振動</li><li>ウ 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等の振動</li></ul>                         |
| 1 (2)<br>項目選定する事<br>業の考え方 | <p>次に掲げるいずれかに該当する場合は、振動を環境影響評価項目として選定することを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 工事中に、建設機械の稼働、工事用車両の走行等による振動の影響が予想される場合</li><li>イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「鉄道及び軌道の建設」、「工場及び事業場の建設」、「廃棄物処理施設の建設」等の対象事業で、施設の稼働、関連車両の走行等による振動の影響が予想される場合</li><li>ウ その他振動の影響が予想される場合</li></ul> |
| 3<br>環境保全目標の<br>設定        | <p>「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 振動による影響を最小限にとどめる水準</li><li>(2) その他科学的知見</li></ul>  |

## 5 技術指針（別記）悪臭

| 項目                        | 改定案   |
|---------------------------|---|
| 1 (1)<br>環境影響評価<br>の対象    | <p>対象事業の実施に伴う悪臭が生活環境に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。</p> <p>なお、対象とする悪臭は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 悪臭防止法に規定する特定悪臭物質</li><li>イ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき臭気指数で表示される悪臭</li></ul>                                      |
| 1 (2)<br>項目選定する事<br>業の考え方 | <p>次に掲げるいずれかに該当する場合は、悪臭を環境影響評価項目として選定することを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 工事中に、しゅんせつ等による悪臭が予想される場合</li><li>イ 存在・供用時に、「工場及び事業場の建設」、「廃棄物処理施設の建設」、「下水道終末処理場の建設」等の対象事業で、施設の稼働等による悪臭が予想される場合</li><li>ウ その他悪臭が予想される場合</li></ul> |
| 3<br>環境保全目標の<br>設定        | <p>「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 悪臭の影響を最小限にとどめる水準</li><li>(2) その他科学的知見</li></ul>  |

## 5 技術指針（別記）低周波音

| 項目                        | 改定案  |
|---------------------------|--|
| 1 (1)<br>環境影響評価<br>の対象    | 対象事業の実施に伴う低周波音が相当範囲にわたって生活環境に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。<br>なお、対象とする低周波音は、中心周波数1～80Hzの1/3オクターブバンド音圧レベルとする。<br>ただし、超低周波音が生じるおそれがある場合には、G特性音圧レベルも対象とする。 |
| 1 (2)<br>項目選定する事<br>業の考え方 | 次に掲げるいずれかに該当する場合は、低周波音を環境影響評価項目として選定することを検討する。<br>ア 存在・供用時に、工場及び事業場の設備機器、橋梁、鉄道トンネル、飛行場等からの低周波音の影響が予想される場合<br>イ その他低周波音の影響が予想される場合                            |
| 3<br>環境保全目標の<br>設定        | 「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、次に示す事項を参考に適切に設定する。<br>(1) 低周波音による影響を最小限にとどめる水準<br>(2) その他科学的知見   |

## 5 技術指針（別記）電波障害

| 項目                        | 改定案   |
|---------------------------|---|
| 1 (1)<br>環境影響評価<br>の対象    | <p>対象事業の実施が、電波障害に影響を及ぼすと想定される地域における受信障害の内容及び程度を対象とする。</p> <p>なお、対象とする電波障害の電波はテレビ電波とする。テレビ電波は、地上デジタル放送、衛星放送（BS）、通信衛星放送（CS）等の全てのテレビの放送波とする。また、対象とする受信障害は、遮蔽障害を基本とするが、事業特性に応じて、反射障害、フラッター障害及びパルスノイズ障害も対象とする。</p> |
| 1 (2)<br>項目選定する事<br>業の考え方 | <p>次に掲げるいずれかに該当する場合は、電波障害を環境影響評価項目として選定することを検討する。</p> <p>ア 存在・供用時に、「鉄道及び軌道の建設」、「飛行場の建設」、「高層建築物の建設」の対象事業で、テレビ電波の受信障害が予想される場合</p> <p>イ その他テレビ電波の受信障害が予想される場合</p>  |
| 3<br>環境保全目標の<br>設定        | <p>「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、次に示す事項を参考に適切に設定する。</p> <p>(1) テレビ電波の受信の影響を最小限にとどめる水準</p>   |

## 5 技術指針（別記）日影

| 項目                        | 改定案  |
|---------------------------|--|
| 1 (1)<br>環境影響評価<br>の対象    | 対象事業の実施に伴う日影が影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。  |
| 1 (2)<br>項目選定する事<br>業の考え方 | <p>次に掲げるいずれかに該当する場合は、日影を環境影響評価項目として選定することを検討する。<br/><u>ただし、対象事業の実施により生じる日影の範囲が、対象事業実施区域内又はその周辺の道路、<br/>鉄道の敷地内、河川等の水面内（ただし、その河川等に文化財保護法に指定等されている保護すべき動植物が生息・生育している場合を除く。）若しくは工業専用地域内に限定される場合は、日影を選定しないことができる。</u>この場合は、関連する時刻別日影図及び等時間日影図で明らかにすること。</p> <p>ア 存在・供用時に、「高層建築物の建設」の対象事業で、日影が生じることによる影響が予想される場合</p> <p>イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「鉄道及び軌道の建設」の対象事業で、高架道路又は高架鉄道等の設置に伴い、周辺の土地利用状況から、日影が生じることによる影響が予想される場合</p> <p>ウ 存在・供用時に、「電気工作物（風力発電施設）」の対象事業で、ブレードの回転により日影が地上に生じることによる明暗の影響が予想される場合</p> <p>エ その他日影が生じることによる影響が予想される場合</p> |
| 3<br>環境保全目標の<br>設定        | 「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。<br>(1) 日影による影響を最小限にとどめる水準<br>(2) その他科学的知見  |

## 5 技術指針（別記）風環境

| 項目                        | 改定案   |
|---------------------------|---|
| 1 (1)<br>環境影響評価<br>の対象    | <p>対象事業の実施が、風環境に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。</p> <p>なお、対象とする風環境は局地的な風向、風速の変化に伴う強風現象の出現とする。「通風の阻害」による影響が生じるおそれがある場合は、事業計画の中で「通風の阻害」に対する具体的な対策の内容を記載する。</p>   |
| 1 (2)<br>項目選定する事<br>業の考え方 | <p>次に掲げるいずれかに該当する場合は、風環境を環境影響評価項目として選定することを検討する。</p> <p>ア 存在・供用時に、「高層建築物の建設」の対象事業で、風環境への影響が予想される場合</p> <p>イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「鉄道及び軌道の建設」の対象事業で、高架道路又は高架鉄道等の設置に伴い、橋脚部分等の下部構造の形状等から判断して風環境への影響が予想される場合</p> <p>ウ その他風環境への影響が予想される場合</p> |
| 3<br>環境保全目標の<br>設定        | <p>「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、次に示す事項を参考に適切に設定する。</p> <p>(1) <u>風環境への影響を最小限にとどめる水準</u></p> <p>(2) その他科学的知見</p>  |

## 5 技術指針（別記）地域交通

| 項目                        | 改定案   |
|---------------------------|---|
| 1 (1)<br>環境影響評価<br>の対象    | <p>対象事業の実施が、地域交通に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。なお、地域交通の対象は次のとおりとする。</p> <p><u>ア 交通経路の分断</u> 土地の改変又は工作物の設置・撤去による地域住民の日常的な交通経路への影響</p> <p><u>イ 交通混雑</u> 土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用によって発生・集中する自動車による主要な道路及び主要交差点部における交通量・交通流に係る影響</p> <p><u>ウ 歩行者の安全</u> (ア) 土地の改変又は工作物の設置によって発生・集中する自動車と歩行者との交通の安全<br/>(イ) 工作物の設置・撤去によって影響を及ぼす不特定多数の歩行者の通行の安全</p>                                     |
| 1 (2)<br>項目選定する<br>事業の考え方 | <p>次に掲げるいずれかに該当する場合は、地域交通を環境影響評価項目として選定することを検討する。</p> <p>ア 工事中に、工事用車両の走行による交通混雑又は歩行者の安全への影響が予想される場合</p> <p>イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「鉄道及び軌道の建設」等の対象事業で、周辺住民の交通経路の分断が予想される場合</p> <p>ウ 存在・供用時に、発生・集中する自動車及び歩行者が交通混雑に影響を及ぼすことが予想される場合</p> <p>エ 存在・供用時に、発生・集中する自動車及び歩行者が歩行者の安全に影響を及ぼすことが予想される場合</p> <p>オ 工事中又は存在・供用時に、工作物の設置・撤去による不特定多数の歩行者の通行の安全への影響が予想される場合</p> <p>カ その他地域交通への影響が予想される場合</p> |
| 3<br>環境保全目標<br>の設定        | <p>「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。</p> <p><u>(1) 交通経路の分断及び交通混雑への影響を最小限にとどめる水準</u></p> <p><u>(2) 交通経路の分断及び交通混雑の状況が改善する水準</u></p> <p><u>(3) 歩行者の安全で円滑な通行が確保される水準</u></p> <p>(4) その他科学的知見</p>  |

## 5 技術指針（別記）景観

| 項目                        | 改定案   |
|---------------------------|---|
| 1 (1)<br>環境影響評価<br>の対象    | <p>対象事業の実施が、景観に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。</p> <p>なお、評価の対象とする景観は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 丘陵、河川等によって構成される自然景観</li><li>イ 土地利用、街並み等によって構成される都市景観</li><li>ウ 地域が一体として有している地域景観、生活空間の景観</li></ul>                          |
| 1 (2)<br>項目選定する事<br>業の考え方 | <p>次に掲げるいずれかに該当する場合は、景観を環境影響評価項目として選定することを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 存在・供用時に、主要な景観構成要素の直接的な改変並びにその改変に伴う地域景観の特性の変化及び圍繞景観の変化が予想される場合</li><li>イ 存在・供用時に、対象事業実施区域又はその周辺の代表的な眺望地点からの眺望の変化が予想される場合</li><li>ウ その他景観への影響が予想される場合</li></ul> |
| 3<br>環境保全目標の<br>設定        | <p>「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、横浜市景観ビジョン（景観づくりの方向性）等の関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 地域景観を保全する水準</li><li>(2) 周辺景観の調和を損なわない水準</li><li>(3) 主要な眺望地点からの眺望阻害を最小限にする水準</li><li>(4) 良好な景観の形成</li></ul>                   |

## 5 技術指針（別記）触れ合い活動の場

| 項目                        | 改定案  |
|---------------------------|--|
| 1 (1)<br>環境影響評価<br>の対象    | <p>対象事業の実施が、触れ合い活動の場に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。</p> <p>なお、対象とする触れ合い活動の場とは、不特定多数の人が日常的に自然との触れ合い活動を行う機能を持つ場とし、自然の観察、体験、学習、研修等を目的とする公共的施設を含む。</p>   |
| 1 (2)<br>項目選定する事業<br>の考え方 | <p>次に掲げるいずれかに該当する場合は、工事中又は存在・供用時において、触れ合い活動の場を環境影響評価項目として選定することを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 対象事業実施区域内に触れ合い活動の場が存在する場合</li><li>イ 対象事業実施区域の周辺に存在する触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路への影響が予想される場合</li><li>ウ 触れ合い活動の場を新たに創出する場合</li><li>エ その他触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路への影響が予想される場合</li></ul>               |
| 3<br>環境保全目標の<br>設定        | <p>「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路への影響を最小限にとどめる水準</li><li>(2) 触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路が維持する水準</li><li>(3) <u>触れ合い活動の場、触れ合い活動の場の活動特性及び触れ合い活動の場までの利用経路が向上する水準</u></li><li>(4) <u>新たな触れ合い活動の場の創出</u></li></ul> |

## 5 技術指針（別記）文化財等

| 項目                     | 改定案  |
|------------------------|--|
| 1 (1)<br>環境影響評価<br>の対象 | <p>対象事業の実施が、文化財等に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。</p> <p>なお、対象とする文化財等は次のとおりとし、動物、植物に関する文化財等は生物・生態系又は緑地で扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 文化財保護法第2条第1項第1号の有形文化財のうち建造物であって、同法第27条第1号の規定により重要文化財に指定されたもの</li><li>イ 神奈川県文化財保護条例第2条第1号の有形文化財のうち建造物であって、同条例第4条第1項の規定により県指定重要文化財に指定されたもの</li><li>ウ 横浜市文化財保護条例第2条第1号の有形文化財のうち建造物であって、同条例第6条第1項の規定により市指定有形文化財に指定されたもの</li><li>エ 文化財保護法第2条第1項第4号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同法第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定されたもの</li><li>オ 神奈川県文化財保護条例第2条第4号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同条例第31条第1項の規定により県指定史跡名勝天然記念物に指定されたもの</li><li>カ 横浜市文化財保護条例第2条第4号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同条例第40条第1項の規定により市指定史跡名勝天然記念物に指定されたもの</li><li>キ 文化財保護法第93条第1項に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地</li></ul> |

## 5 技術指針（別記）文化財等

| 項目                        | 改定案  |
|---------------------------|--|
| 1 (2)<br>項目選定する<br>事業の考え方 | <p>次に掲げるいずれかに該当する場合は、文化財等を環境影響評価項目として選定することを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 工事中又は存在・供用時に、文化財等への影響が予想される場合</li><li>イ 工事中に、建設機械の稼働、工事用車両の走行等により、文化財等への影響が予想される場合</li><li>ウ 存在・供用時に、施設の存在、施設の稼働、関連車両の走行等による文化財等への影響が予想される場合</li><li>エ その他文化財等への影響が予想される場合</li></ul> |
| 3<br>環境保全目標<br>の設定        | <p>「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 文化財等の価値が損なわれることなく保存される水準</li><li>(2) 適正に記録保存される水準</li></ul>   |

## 6 環境影響評価審査会 意見聴取の進め方(案)

① 改定の趣旨・方向性について

② 本編、別表2（環境影響評価項目）の改定案（事務局案）について

③ 別記（事務局案）について：温室効果ガス、生物・生態系、緑地、水循環、廃棄物・建設発生土

④ 別記（事務局案）について：本日お示しした13項目

今回

⑤ 別記（事務局案）について：土壌、地盤、安全

⑥ 本編、別表、別記について、これまでいただいた御意見を踏まえた案を提示  
R6年10月～R7年1月頃（複数回開催予定）

⑦ 意見公募の結果等について R7年3月頃

検討にあたり、引き続き、委員の皆様にも個別にも御相談させていただきます。  
御協力をお願いいたします。